

一

高士之想，求之已忘。若欲得其半力，亦非遥不可及。金方奇志，于山野
一脉，得之不疑。

雷鳴公錄卷三十一

○酒與○饌食○席食或為御膳者會擇其○御食者○饌銀者以五漢
酒食四食之者皆膳者無於○酒食者於○酒食者○酒食者以五漢
酒十一酒○御膳者○饌失御因○又御餐者饌者入者而其膳出
三食者饌者其食者御膳者或其膳者御膳者饌者入者而其膳出
酒十酒○御膳者○食食饌者御膳者○酒食者御膳者御膳者○御餐者饌者入
者以酒○御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者
○酒因御道也御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者
御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者
御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者御膳者

財團人協調會福岡出張所

交付の手数料は全金五拾銭とす

第三回 桜主の桜式取得の隠住所と名及曰能を當會所に届出

出なき爲めに生じたる損害に付ては當會社は其實に任せず

第十四條 每決算期最終日の翌日より定期總會終結の日に至る迄
株式の名義書換を停止す

第十五條 株金の拂込を忘りたる株主は其の拂込むべき金額に對
一拂込期日より其拂込未了の日迄三月以内に拂込せしむる者

し拂込期日より其拂込をなしたる日迄金壹百圓に付一日金四錢の延滞日歩を支拂ひ且つ其遲延の爲めに生じた損害を辨償すヘ

第三章 株主總會

第十六條 総會は定期總會と臨時總會の二種とす定期總會は毎年四月之を開き臨時總會は必要ある毎に之を開く